仕 様 書

1. 契約件名

職員定期健康診断及び臨時健康診断業務

2. 業務内容

人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) 第20条及び第21条に基づく各健康診断

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで なお、受診開始は令和7年10月1日からとする。

- 4. 健康診断項目
 - (別紙1-1) 一般定期健康診断実施項目一覧
 - (別紙1-2) 特別定期健康診断(石綿)実施項目一覧
 - (別紙1-3) 臨時の健康診断(情報機器(VDT))(婦人科)実施 項目一覧
- 5. 対象者、実施場所及び実施日程
- (1) 対象者

(別紙2) のとおり

- (2) 実施場所
 - I. 医療機関(検診車を使用しない医療機関)

(別紙2)の実施機関から、概ね5km程度以内の範囲内にある屋内施設とする。

Ⅱ. 医療機関(検診車を使用する医療機関)

(別紙2)の実施機関の会議室等とし、検診車は実施機関の駐車場等を 使用する。

- (3) 実施日程
 - I. 医療機関(検診車を使用しない医療機関) 契約期間内のうち、複数日の受診可能日を設定し、実施する。
 - Ⅱ. 医療機関(検診車を使用する医療機関)

(別紙2)の実施機関の会議室等の事情により、日程調整する。

- 6. 実施方法等
- (1) 医師及び看護師が実施すべき検査は、必ず有資格者が実施すること。
- (2) 一対象者の検査(婦人科検診を除く)全ての項目を同一日において実施することとし、複数日にわたる受診とならないこと。
- (3) 婦人科検診については、受託者の付属機関等において、契約期間内に随時実施すること。
- (4) 当日受診する予定の者が、受診し終わるまで実施すること。
- (5) 必要な器材等については、受託者において用意すること。
- (6) 受託者または職員のやむを得ない事情により、5(2)、(3)において、 一部の検査項目など各健康診断を受けることができない職員に対しては、 受託者の付属機関等において同等の検査を同額の単価にて、契約期間内に

随時実施すること。

(7) 実施日程を監督職員と調整すること。

7. 結果の通知

健康診断終了後、その結果を以下の方法により通知すること。

- (1) 健康診断ごとの結果に基づき、検査項目結果を書面にし、事務所 用及び個人用の2部を監督職員まで提出すること。
- (2) 特定健診項目(腹囲、BMI、LDLコレステロール等)の結果 は、電子媒体により監督職員を通じて、国土交通省共済組合神戸 運輸監理部支部(以下「共済組合」という。)へ提出すること。 なお、電子媒体の作成費用を要する場合は、(1)の書面1部及 び問診票(写)1部を提出すること。
- (3) 検査結果について、受診者より開示請求があれば速やかに開示すること。

8. 情報セキュリティの確保

健康診断の実施にあたり、次のとおり個人情報の管理を厳重に行うこと。

- (1) 神戸運輸監理部が提供する各種データ等の保護、管理に必要な内部手続を明示し、情報セキュリティ管理体制や貸与物の管理方法を明確にすること。
- (2) 業務上知り得た情報については、契約期間中はもとより、その契 約終了以降についても、秘密を保持すること。
- (3) 当該業務で知り得た情報は、契約の目的のために限定して使用すること。
- (4) 神戸運輸監理部の許可無く、提供されたデータ等の複製、複写は 行わないこと。
- (5) データ漏洩等の事故が発生した場合には、速やかに書面にて報告 すること。

9. 情報管理体制の確保

受託者は、健康診断の実施にあたり、以下に定める情報管理体制を確保すること。

(1) 本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」(別紙様式)を提出し、担当部局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部局の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある 者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有してい ること。
- 担当部局が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統

括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者 に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部局が同意した場 合はこの限りではない。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履 行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当部局 の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

10. プライバシーの保護

健康診断の実施にあたり、次のとおり、受診者のプライバシーの保護に努めること。

- (1) 問診は、施設内において検査及び待合い場所等から独立又は隔離した場所において行うこと。
- (2) 検査時の会話の内容が第三者に漏れることのないよう配慮すること。
- (3) 上記以外で、別紙2の実施機関が必要と認めることを行うこと。

11. その他

本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、その都度監督職員と協議することとし、また、詳細については監督職員の指示によること。

12. 監督職員

監督職員は神戸運輸監理部人事課専門官とする。

一般定期健康診断実施項目一覧

1	既往症及び業務歴
2	身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査並びに・肥満度の測定
3	自覚症状・他覚症状の有無の検査
4	胸部エックス線検査
	(40歳未満の職員(20歳、25歳、30歳及び35歳の職員並びに感染症の予防
	及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第
	12条第1項第1号に規定する施設に勤務する職員を除く。)における場合であって
	医師が必要でないと認める場合には、行わないことができる。))
5	喀痰細胞診
	(40歳未満の職員及び問診の結果医師が必要でないと認める場合を
	除く。)
6	血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白及び糖の有無の検査
	(血糖検査については、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満
	の職員を除く。)
7	心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、
	中性脂肪検査及び貧血検査
	(35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員を除く。)
8	胃部エックス線検査
	(50歳以上の職員のうち内視鏡検査を希望しない者及び40歳以上50歳未満の職員
	のうち胃部検査を希望する職員。ただし妊娠中の女子職員を除く。)
9	胃部内視鏡検査
	(50歳以上の職員のうち内視鏡検査を希望する者)
9	肝機能検査
	(35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員を除く。)
10	便潜血反応検査
	(40歳未満の職員を除く。)

特別定期健康診断(石綿)実施項目一覧

1	業務歴の調査
2	石綿による既往歴の有無の検査(咳、痰、息切れ、胸痛等)
3	自覚症状等の検査(咳、痰、息切れ、胸痛等)
4	胸部のエックス線直接撮影による検査
5	胸部のCTによる検査 (医師が必要と認める場合に限る)

(別紙1-3)

臨時の健康診断(情報機器(VDT))実施項目一覧

1	業務歴の調査
2	既往歴の調査
3	自覚症状の有無の検査
	眼疲労を主とする視器に関する症状
	上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
	ストレスに関する症状
4	眼科学的検査
	視力検査(遠見視力の検査、近見視力の検査)
	屈折検査
	自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては、眼位検査、調節機能
	検査
	その他医師が必要と認める検査
5	筋骨格系に関する検査
	上肢の運動機能、圧痛点等の検査
	その他医師が必要と認める検査

臨時の健康診断(婦人科)実施項目一覧

1	乳房検査
	超音波検査、マンモグラフィー検査
2	子宮検査
	子宮細胞診

人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)

(定期の健康診断)

第二十条 各省各庁の長は、定期に職員の健康診断を行なわなければならない。

- 2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。
 - 一 すべての職員(人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。)に対して行う一般定期健康診断
 - 二 別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の 定めるものに従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断
- 3 第一項の健康診断の検査の項目その他同項の健康診断に関し必要な事項 は、人事院が定める。

(臨時の健康診断)

第二十一条 各省各庁の長は、前二条の健康診断のほか、必要と認める場合には、 臨時に職員の健康診断を行なうものとする。

別表第二 特定有害業務 (第十六条、第二十五条、第二十六条関係)

- ー 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気こう膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務
- 1 鉛、その合金及び化合物(四アルキル鉛を除く。)
- 2 四アルキル鉛
- 3 水銀、そのアマルガム及び化合物(有機水銀を除く。)
- 4 フェニル水銀化合物
- 5 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 6 マンガン及びその化合物
- 7 クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩
- 8 カドミウム及びその化合物
- 9 ベリリウム及びその化合物
- 10 ひ砒素及びその化合物
- 11 りん及びその化合物(有機りん剤を除く。)
- 12 有機りん剤(ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)を除く。)
- 13 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
- 14 シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム
- 15 アクリロニトリル
- 16 トリレンジイソシアネート(TDI)
- 17 メチレンジフェニルジイソシアネート (MDI)
- 18 オルト―フタロジニトリル
- 19 塩素
- 20 ふつ弗化水素
- 21 よう沃素及びその化合物
- 22 一酸化炭素
- 23 二酸化硫黄
- 24 硫化水素及びメルカプタン類

- 25 二硫化炭素
- 26 ベンゼン
- 27 フェノール
- 28 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 29 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 30 オルトートリジン及びその塩
- 31 オルトートルイジン
- 32 ジアニシジン及びその塩
- 33 ジクロルベンジジン及びその塩
- 34 マゼンタ
- 35 ベンジジン及びその塩
- 36 オーラミン
- 37 芳香族ニトロ化合物及び芳香族アミノ化合物(アルファーナフチルアミン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、オルトートリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、マゼンタ、ベンジジン及びその塩、オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、パラーニトロクロルベンゼン、四一アミノジフェニル及びその塩並びに四一ニトロジフェニル及びその塩を除く。)
- 38 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
- 39 パラ―ニトロクロルベンゼン
- 40 四一アミノジフェニル及びその塩
- 41 四―ニトロジフェニル及びその塩
- 42 芳香族炭化水素のハロゲン置換体(三・三′—ジクロロ—四・四′—ジアミノジフェニルメタン、ベンゾトリクロリド、ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩、オルト—ジクロルベンゼン並びにクロルベンゼンを除く。)
- 43 三・三′一ジクロロ—四・四′一ジアミノジフェニルメタン
- 44 ベンゾトリクロリド
- 45 ペンタクロルフェノール (PCP) 及びそのナトリウム塩
- 46 塩素化ビフェニル (PCB)
- 47 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体(塩化ビニル、ー・ニ―ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、ー・ニ―ジクロロエタン(二塩化エチレン)、ー・ー・ニ・ニ―テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)、ジクロロメタン(二塩化メチレン)、テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)、トリクロロエチレン、臭化メチル、ー・ー・ー―トリクロルエタン及びー・ニ―ジクロル
- エチレン(二塩化アセチレン)を除く。)
- 48 塩化ビニル
- 49 ー・ニージクロロプロパン
- 50 クロロホルム
- 5 1 四塩化炭素
- 52 一・二一ジクロロエタン(二塩化エチレン)
- 53 一・一・二・二一テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)
- 54 ジクロロメタン(二塩化メチレン)
- 55 テトラクロロエチレン (パークロルエチレン)
- 56 トリクロロエチレン
- 57 臭化メチル
- 58 コールタール
- 59 エチレンイミン

- 60 ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。)
- 61 ニッケルカルボニル
- 62 五酸化バナジウム
- 63 ビス(クロロメチル)エーテル
- 64 アクリルアミド
- 65 クロロメチルメチルエーテル
- 66 ニトログリコール
- 67 ベータープロピオラクトン
- 68 硫酸ジメチル
- 69 石綿
- 70 ホルムアルデヒド
- 71 ー・ー―ジメチルヒドラジン
- 72 酸化プロピレン
- 73 インジウム化合物
- 74 エチルベンゼン
- 75 コバルト及びその無機化合物
- 76 一・四―ジオキサン
- フフ スチレン
- 78 メチルイソブチルケトン
- 79 ナフタレン
- 80 リフラクトリーセラミックファイバー
- 81 三酸化二アンチモン
- 82 溶接ヒューム
- 83 有機溶剤(82までに掲げる有機溶剤を除く。)
- 84 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質(エチレンオキシドを除く。)
- 85 エチレンオキシド
- 86 有機性粉じんその他アレルゲンとなるおそれのある物質
- 二 強烈な紫外線、赤外線又は可視光線にさらされる業務
- 三 粉じんを著しく発散する場所における業務
- 四 病原体によつて汚染されるおそれのある場所における業務
- 五 チェンソー、さく岩機、高速機械等の使用により身体に著しい振動を受けるおそれのある業務
- 六 多量の高熱物体を取り扱う業務又は著しく暑熱な場所における業務
- 七 多量の低温物体を取り扱う業務又は著しく寒冷な場所における業務
- 八 異常気圧下における業務
- 九 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満になるおそれのある場所における業務
- 十 著しい騒音を発する場所における業務
- 十一 坑内における業務
- 十二 超音波にさらされる業務
- 別表第三 特別定期健康診断を必要とする業務(第十九条、第二十条、第二十五条、 第二十六条関係)
 - 一 別表第二第一号から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる業務
 - 二 放射線に被ばくするおそれのある業務
 - 三 せん孔、タイプ、筆耕、速記等による手指、肩、頸等に障害をうけるおそれの

ある業務

- 四 理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等の業務で摩擦、屈伸等により障害をおこすおそれのあるもの
- 五 患者の介護及び患者の移送、重量物の運搬等重いものを取り扱う業務
- 六 深夜作業を必要とする業務
- 七 自動車等の運転を行う業務
- 八 調理、配ぜん等給食のため食品を取り扱う業務
- 九 計器監視、精密工作等を行う業務